

令和8年度「地域指導者募集啓発事業」WEB広告等を用いた普及啓発業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 委託する業務の目的および内容

別添令和8年度「地域指導者募集啓発事業」WEB広告等を用いた普及啓発業務委託仕様書参照

2. 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 予定価格 3,283,000円（消費税および地方消費税(10%)込み）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

・営業種目

大分類: 役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) その他参加する者に必要な資格

過去3年において、種類をほぼ同じく、かつ規模が同等以上の契約を締結し、完了した実績を有している者であること。

4. 担当部署

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課交流推進室（担当：辻）

TEL:077-528-3366 FAX:077-528-4841 E-mail: sports_epo@pref.shiga.lg.jp

5. 企画提案書等に関する質問および回答

- (1) 質問受付期限: 令和8年6月11日（木）17時まで受け付ける。

- (2) 質問方法

・質問がある場合は、質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、メールまたはFAXで「4. 担当部署」に記載の場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電

話で連絡すること。

- ・ 標題には「【質問：事業者名〇〇】」と記載すること。

(3) 回答方法

質問内容とその回答については、令和8年6月15日(月)を目途に、質問票の提出のあった者へメールまたはFAXで送信するとともに、県スポーツ課HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/sports/>) に掲載する。

(4) 説明会

説明会については開催しない。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類の種類・様式

① 企画提案書等提出書（様式1）

② 企画提案書

ア 企画提案書の形式はA4サイズとする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

ウ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

- ・ 企画提案のコンセプト、工夫
- ・ 「地域指導者」に興味関心を持ってもらうための広告を用いたプロモーションの提案（SNS等を活用した配信方法の提案）
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務執行体制

③ 経費見積書

・ 経費見積書には、別紙令和8年度「地域指導者募集啓発事業」WEB広告等を用いた普及啓発業務委託仕様書をもとに、着手から完了までに要する経費とその内訳を明記すること。また、収入の内訳を記載すること。

・ 消費税および地方消費税(10%)を含むこと。（税額を明示すること。）

④ 7. (8) ~ (13) に該当する場合の登録証等の写し

- ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定

を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出部数

8 部（会社名あり 2 部、会社名なし 6 部）

※企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

(4) 提出先

「4. 担当部署」に記載の場所

(5) 提出期限

令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時（時間厳守とし、郵送や宅配等の遅れは考慮しない。）

7. 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課が設置する審査会により、契約予定者を選考する。
- (2) 審査会は 3 名の委員をもって組織する。
- (3) 審査会において、審査を行い、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高いものを当該事業の契約予定者とする。なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低い 1 者を契約予定者とする。ただし、総合点において満点の 6 割を超えない場合は、契約予定者とししない。なお、プレゼンテーション等は行わない。
- (4) 評価項目および評価点（審査員 1 名あたりの評価点）

評価項目	評価点
(1) 年度末まで継続的な普及啓発が図れるような戦略的な広告配信計画になっているか。	20
(2) 選定された各広告媒体において、それぞれの媒体特性やユーザー層を的確に捉えたターゲティングがされており、配信戦略に効果的な創意工夫がなされているか。	20
(3) 広告配信において設定された広告再生数等の目標値が妥当であり、達成に向けた根拠・戦略が明確に示されているか。	20
(4) 広告制作において、ターゲット層に興味関心がわくようなデザインや構成になっているか。	10

(5) 経費削減を意識した見積金額となっているか。 予定価格の80%未満・・・10点 予定価格の80%以上85%未満・・・8点 予定価格の85%以上90%未満・・・6点 予定価格の90%以上95%未満・・・4点 予定価格の95%以上・・・1点	10
(6) 業務が確実に遂行できる体制やスケジューリングが期待できるか。	10
(7) 県内に本店を有する事業者であるか。	4
(8) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
(9) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(10) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
(11) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
(12) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(13) 環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）	100

(5) 審査の結果についてはすべての提案者に文書で通知する。

8. 失格

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9. その他注意事項

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。